

会 議 録

1 会議名

平成27年度第3回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 特定個人情報保護評価について（諮問）
- (2) その他

3 開催日時

平成27年8月11日（火） 午前10時から午後12時15分まで

4 開催場所

上越市役所 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、青木隆之、池田明、梅澤圓了、齋藤久美子、高柳智子、原野聖子
- ・ 事務局：総務管理課 勝俣課長、松崎副課長、大友係長、小菅係長、西山主事

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 特定個人情報保護評価について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 国民年金に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて「2 国民健康保険に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて「3 軽自動車税の賦課に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【竹山副会長】

生活保護の情報を照会するとあるが、生活保護の被保護世帯は軽自動車を保有できるのか。

【小菅係長】

以前は軽自動車を含め自動車を保有することができなかったが、現在は自立促進のため、通勤目的であれば自動車を保有することができる。

【梅澤委員】

特定個人情報保護評価書の担当部署欄に市の担当部署及び所属長の記載があるが、担当部署の名称の変更又は所属長の異動があった場合、その都度諮問することになるのか。

【小菅係長】

事務局で修正することとし、諮問しないこととしたい。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 個人住民税の賦課に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【原野委員】

番号法の施行後に請求し、交付される住民票の写しには、個人番号が記載されるのか。

【小菅係長】

個人番号の記載を希望すれば記載されるが、希望しなければ記載されない。

【竹山副会長】

説明にあった情報セキュリティに関する研修は、年1回行っているのか。

【小菅係長】

そうである。

【竹山副会長】

生体認証を行い、基幹系端末にアクセスできる職員は何人いるのか。

【小菅係長】

この場で資料がなく職員数をお答えできないが、非常勤職員を含め税務部門の職員及び健康福祉部の職員は全員基幹系端末にアクセスできる。

【高柳委員】

情報セキュリティに関する研修は、年1回行って終わりなのか。セキュリティに関する知識等の定着のための取組は行っているのか。

【勝俣課長】

総務管理課情報管理係で行う情報セキュリティに関する研修はeラーニングであるが、習得度を測る検定があり、合格レベルに達していなければ修了とならない。また文書法務係も個人情報保護に関する研修を実施している。

情報セキュリティについては、いわゆる人的・物理的セキュリティがあり、今ほど申し上げた人的セキュリティに係る対策以外でも生体認証、システムログインパスワード等の物理的セキュリティを講じているところである。

【小菅係長】

システムのログイン記録及び情報の検索履歴は、毎日機械的に調査している。おかし

な使用をしている職員については、情報管理係で分かるようになっている。

【高柳委員】

そうであれば、リスク対策が十分かどうかの判定材料として、特定個人情報保護評価書にその回数を明記したほうがよいのではないかと。

【小菅係長】

リスク対策を実行しているかどうかの基準で記載しており、その頻度等の記載は他市の保護評価書にも類がないと記憶している。

【梅澤委員】

地域包括支援センターで仕事をしていたときがあるが、そのときから市のセキュリティ対策は十分な印象を持っている。

【大森会長】

私からは字句誤り及び記載内容の漏れについて指摘する。

また、高柳委員の指摘はもつともである。

ただし、リスク対策の記載事項については情報漏えいのリスクとのバランスを考慮し、どの程度記載するかは事務局で判断してほしい。

他に質疑を求めるがなかったため、事務局で特定個人情報保護評価書（案）の字句誤り及び記載内容の漏れを修正する他は諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務」について事務局に説明を求める。

【小菅係長】

個人住民税の賦課に関する事務の諮問で大森会長から指摘があった事項が固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）にもあることを説明した後、当該特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったため、事務局で特定個人情報保護評価書（案）の字句誤り及び記載内容の漏れを修正する他は諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(2) その他

【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

【大友係長】

次回の会議は、9月に開催させていただきたい。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。